

-エネルギーの使用の合理化等に関する法律-

# 連携省エネルギー計画 作成の手引き

## 目次

### 1. 連携省エネルギー計画の

#### 認定制度の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度活用の流れ・・・P.2
- (3) 認定基準・・・P.3
- (4) 関連法令・・・P.3

### 3. 連携省エネ税制・・・P.15

### 4. よくあるご質問・・・P.16

### 5. お問い合わせ・申請書の提出先・・・P.18

### 2. 手続き方法

- (1) 申請書類の作成・・・P.4
- (2) 申請書類の提出・・・P.13
- (3) 認定書の交付・・・P.13
- (4) 認定を受けた計画に変更があつた場合の手続き・・・P.13

# 1. 連携省エネルギー計画の認定制度の概要

## (1) 制度の概要

連携省エネルギー計画の認定制度とは、平成30年12月施行の省エネ法改正により創設された新たな制度で、複数の事業者が連携して省エネルギー取組を実施した場合に、省エネ法の定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。制度を利用するためには、連携省エネルギー計画を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。

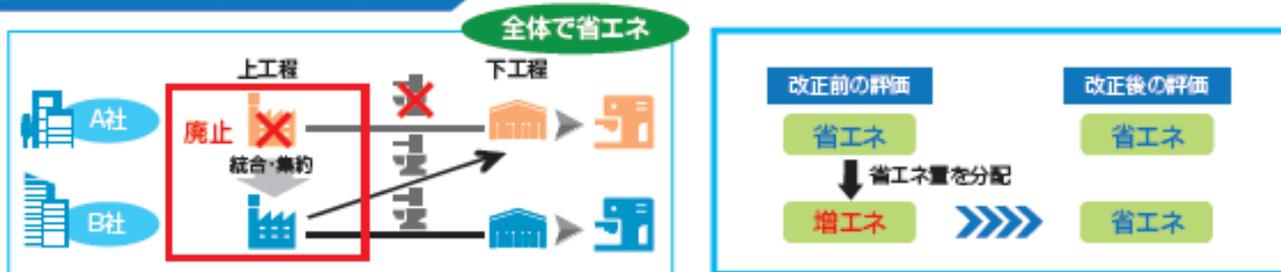
### 制度を利用しない場合

省エネ法では、エネルギーの使用の状況等を**事業者単位で報告**するため、複数事業者が連携して省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

### 制度を利用する場合

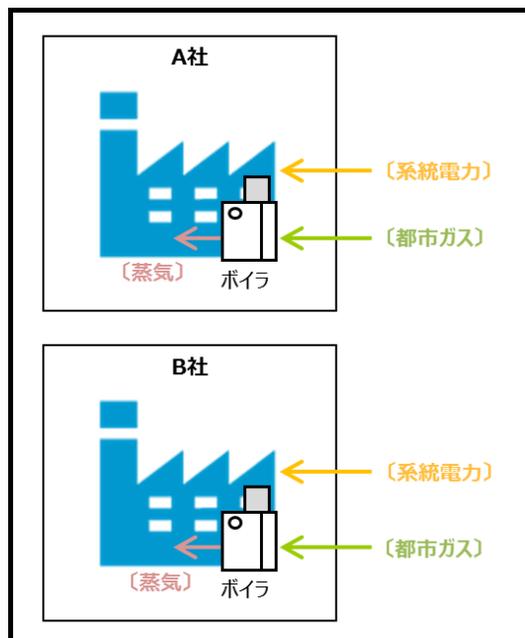
連携して行った省エネ取組について、その取組への貢献実態に合わせて**エネルギー使用量を事業者間分配可能に**。

### 例1) 同一業界の事業者間の設備集約

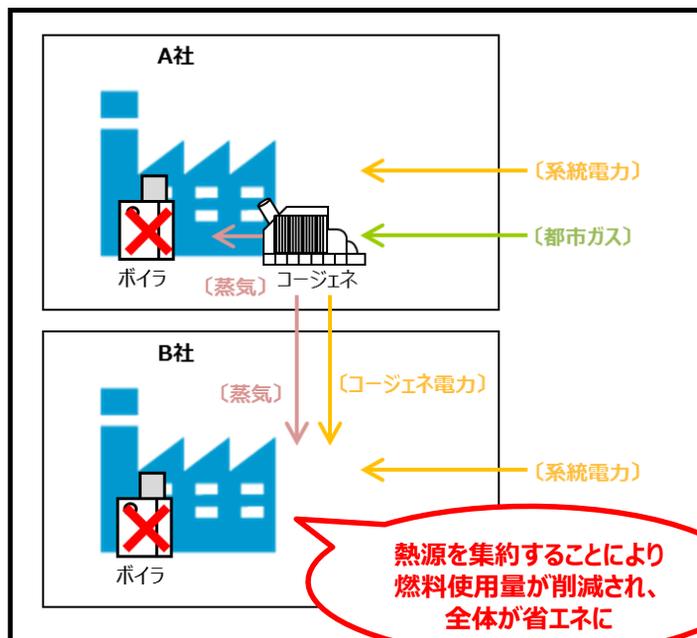


### 例2) 熱源設備の集約、共同使用

#### 連携省エネ措置前

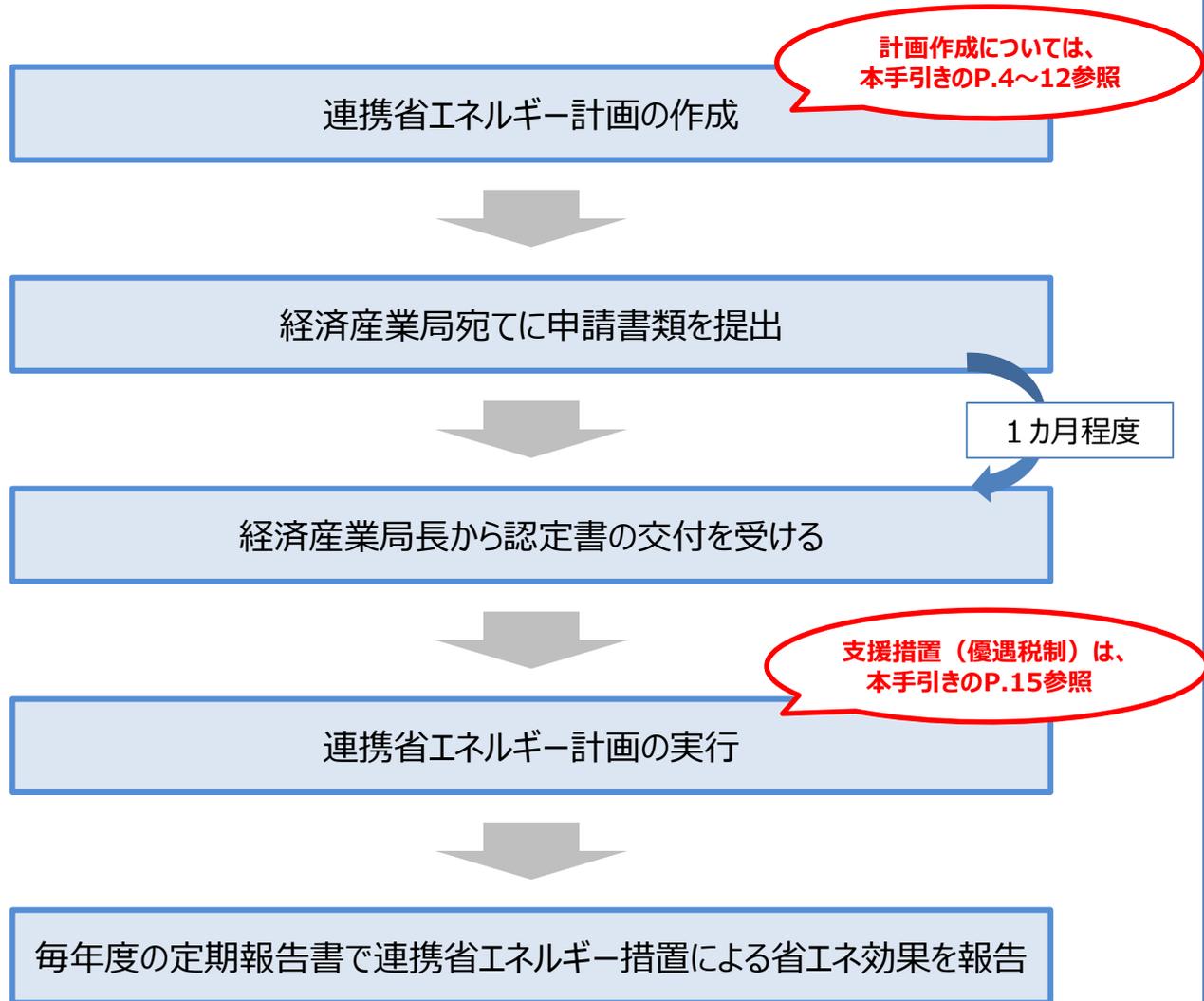


#### 連携省エネ措置後



# 1. 連携省エネルギー計画の認定制度の概要

## (2) 制度活用の流れ



### <留意点>

- 既に行っている連携した省エネルギー取組についても、連携省エネルギー計画の申請書類を提出して、認定を受けることができます。その場合には、計画認定後に提出する定期報告書において、連携省エネルギー措置の実施期間内における過年度のエネルギー消費原単位についても、連携省エネルギー措置を勘案したエネルギー消費原単位を報告する必要があります。
- すべての事業者が連携省エネルギー計画を申請することができますが、認定を受けた事業者は従来の特定事業者でなくても定期報告書の提出が必要になります。なお、管理関係事業者又は連鎖化事業者の加盟者の場合、連携省エネルギー措置による省エネ効果を報告するためには、前者は認定管理統括事業者が、後者は特定連鎖化事業者が、それぞれ定期報告書で報告する必要があります。
- 連携省エネルギー計画に従って事業を実施していないと認められた場合や、計画に変更があったにもかかわらず変更の認定を受けていない場合等には、認定が取り消されることがあります。

# 1. 連携省エネルギー計画の認定制度の概要

## (3) 認定基準

認定を受けるためには、連携省エネルギー計画が「連携省エネルギー計画の作成のための指針」（以下「作成指針」という）に照らして適切なものでなければなりません。

作成指針は、適確な計画の作成のために検討する事項を規定したものです。認定審査では、例えば以下の事項を審査します。

### 【連携省エネルギー措置の目標】

- ・連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善するか。
- ・達成困難な目標が設定されていないか。

### 【連携省エネルギー措置の内容】

- ・連携省エネルギー計画に参加する全ての事業者が、目標の達成に直接的に貢献しているか。
- ・少なくとも1社が省エネルギーに貢献する事業活動の効率化等が認められるか。
- ・記載内容の実施により連携省エネの目標が達成されることが確認できるか。

### 【連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の分配の方法】

- ・省エネの分配方法が、事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっているか。
- ・優越的地位を利用した不公正な算出方法となっていないか。

### 【省エネルギー措置の実施期間】

- ・継続的に実施可能な期間となっているか。

### 【その他の重要事項】

- ・必要資金の調達が困難でないか。

## (4) 関連法令

### ➤ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第46条～第50条

(昭和54年6月22日法律第49号)

### ➤ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 第47条～第53条

(昭和54年9月29日通商産業省令第74号)

### ➤ 連携省エネルギー計画の作成のための指針

(平成30年経済産業省告示第230号)

#### [連携省エネ税制関連]

- ・租税特別措置法（第10条の2、第42条の5、第68条の10）
- ・租税特別措置法施行令（第5条の4、第27条の5、第39条の40）
- ・租税特別措置法施行規則（第5条の7、第20条の2）
- ・租税特別措置法の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する告示（平成30年経済産業省告示第232号）

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 連携省エネルギー計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

( [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/youshiki/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/youshiki/index.html) )

### 表紙 (共同申請者が1者の場合)

- 宛名は、各経済産業局長になります。主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局に確認の上、記載してください。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

様式第13 (第47条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

〇〇経済産業局長殿

平成30年 12月

(代表申請者)  
住所 東京都千代田区丸の内\*丁目\*番\*号  
法人名 ●●●●株式会社  
法人番号 00000000000000  
代表者の役職名 代表取締役社長  
代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)  
住所 東京都港区赤坂\*丁目\*番\*号  
法人名 ■■■■株式会社  
法人番号 00000000000000  
代表者の役職名 代表取締役社長  
代表者の氏名 ■■ ■■

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第46条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

➤ ※欄は記載しないでください。

- 代表となる1社を代表申請者として記載し、その他の参画事業者は共同申請者欄に記載してください。
- 法人名は、正式名称を略さず記載してください。
- 法人番号は13桁の数字になります。
- 押印は代表者印を使用してください。

➤ 表紙の下部は認定書の交付時に使用しますので、余白を空けておいてください。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 表紙 (共同申請者が複数者の場合)

共同申請者が複数者となる場合は、余白に記載欄を設けて記入してください。

表紙

様式第 13 (第 47 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

〇〇経済産業局長殿

平成 30 年 12 月 1 日

(代表申請者)  
住所 東京都千代田区丸の内\*丁目\*番\*号  
法人名 ●●●●株式会社  
法人番号 00000000000000  
代表者の役職名 代表取締役社長  
代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)  
住所 東京都港区赤坂\*丁目\*番\*号  
法人名 ■■■■株式会社  
法人番号 00000000000000  
代表者の役職名 代表取締役社長  
代表者の氏名 ■■ ■■

(共同申請者)  
住所 .....  
法人名 .....  
法人番号 .....  
代表者の役職名 .....  
代表者の氏名 .....

(共同申請者)  
住所 .....  
法人名 .....  
法人番号 .....  
代表者の役職名 .....  
代表者の氏名 .....

(共同申請者)  
住所 .....  
法人名 .....  
法人番号 .....  
代表者の役職名 .....  
代表者の氏名 .....

➤ 表紙 (1 枚目) に収まりきらない場合は、2 枚目以降にわたって記載していただいて結構です。

2 枚目

➤ 表紙の下部は認定書の交付時に使用しますので、余白を空けておいてください。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

➤ 省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者となっている場合は、事業者番号を入力してください。それ以外の方は記載不要です。

#### 1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要 (1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0000000
事業者の名称	●●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒0000-0000 東京都千代田区丸の内*丁目*番*号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	0000
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話 ( ** - **** - **** ) FAX ( ** - **** - **** ) メールアドレス *****@****. **. **

➤ 正式名称を略さず記載してください。

➤ 主たる事業は、日本標準産業分類の細分類項目名を記載してください。  
➤ 細分類番号は、日本標準産業分類の細分類番号（4桁の数字）になります。

➤ 常時使用する従業員の数を記載してください。

➤ 計画の窓口となる連絡先を記載してください。

#### (2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0000000
事業者の名称	■●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒0000-0000 東京都港区赤坂*丁目*番*号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	0000
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話 ( ** - **** - **** ) FAX ( ** - **** - **** ) メールアドレス *****@****. **. **

➤ 共同申請者が複数となる場合は、余白に記載欄を設けて、記入してください。

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (    -    -    ) FAX (    -    -    ) メールアドレス

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 2. 連携省エネルギー措置の目標

#### ① 認定要件

連携省エネルギー措置の目標に係る認定要件は、「①連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善すること」及び「②連携省エネルギー措置の内容に照らして、達成困難でないこと」の2点です。

[連携省エネルギー計画の作成のための指針]

##### 1. 連携省エネルギー措置の目標に関する事項

連携省エネルギー措置の目標は、次の一及び二のいずれにも適合するものとし、個別の事情等を勘案して柔軟に設定を行うものとする。

- 一 連携省エネルギー措置の実施前と比較して、実施期間中の毎事業年度において連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善すること。なお、エネルギー消費原単位の設定が困難である場合には、エネルギーの使用の合理化の状況を適切に反映する指標を設定し、当該指標を用いてエネルギーの使用の合理化の効果を示すこと。
- 二 連携省エネルギー措置の内容に照らして、達成困難でないこと。

#### ② 記載方法

➤ 連携省エネルギー措置実施前と実施後を比較して、措置の実施により削減されるエネルギー使用量（単位：k1/年）を記載してください。

##### 2. 連携省エネルギー措置の目標

連携省エネルギー措置を行う工程では、現状●●●●(k1/年)、■ ■ ■ ■ (k1/年)が20,000(k1/年)のエネルギーを使用している。これを●●●●(k1/年)、■ ■ ■ ■ (k1/年)が0(k1/年)の使用量とし、全体で10,000(k1/年)の削減を目標とする。  
なお、上工程のエネルギー消費原単位は下記のとおり7.7%程度の改善が見込まれる。

- ・ エネルギー使用量と密接に関係する値：上工程生産量（単位：t）
- ・ 連携省エネルギー措置実施前のエネルギー消費原単位：  
 $(110,000 + 20,000) \text{ k1} / 10,000 \text{ t} = 13$
- ・ 連携省エネルギー措置実施後のエネルギー消費原単位：  
 $(120,000 + 0) \text{ k1} / 10,000 \text{ t} = 12$
- ・ 連携省エネルギー措置による原単位変化： $(12 - 13) / 13 = -0.077$

- エネルギーの使用に係る原単位（※）の改善率とその計算過程を記載してください。
- 計算過程には、原単位の分母（エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値）の名称及び単位、連携省エネ措置実施前後のエネルギー消費原単位を記載してください。

※エネルギーの使用に係る原単位とは、エネルギーの使用の効率性を図る指標であり、「エネルギー使用量／エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」で算出した値です。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

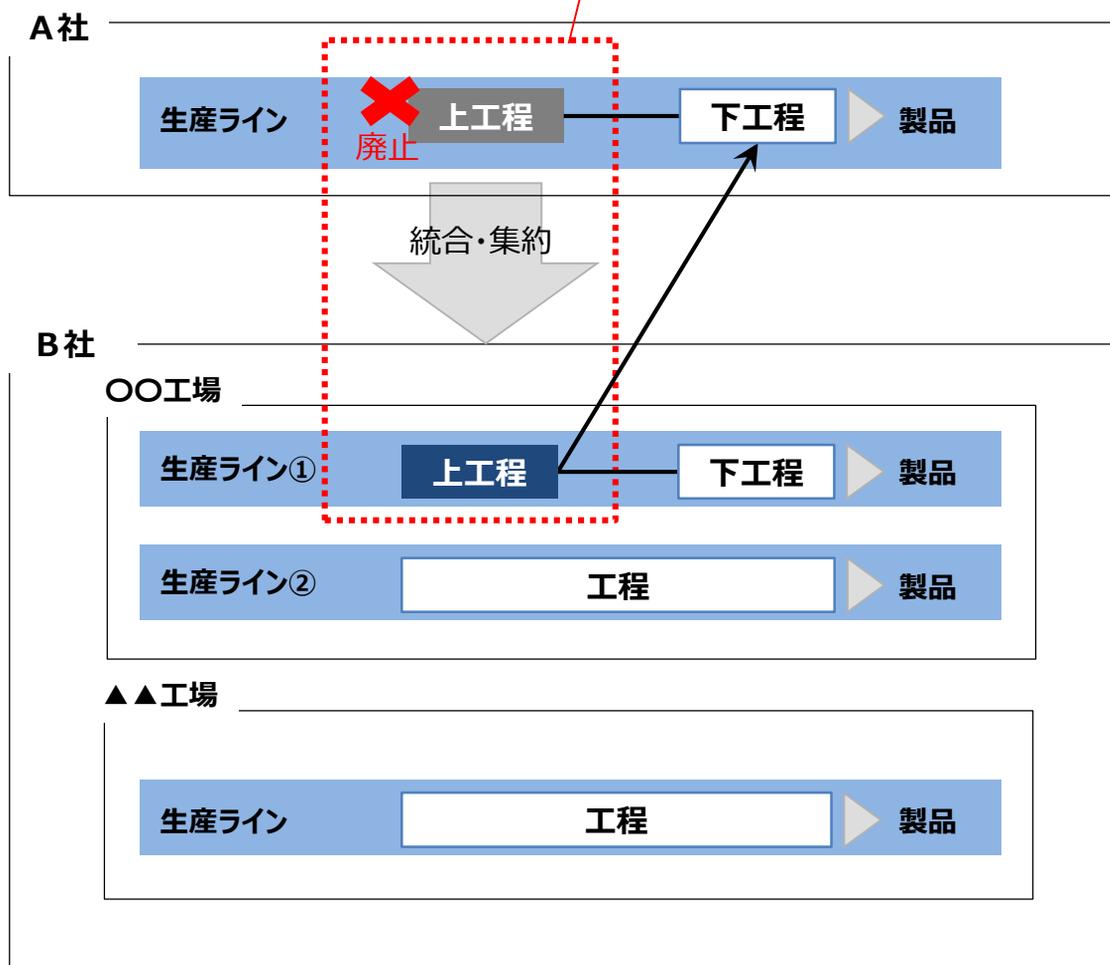
### 2. 連携省エネルギー措置の目標

#### ③留意点

- ・エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値は、省エネ法の定期報告書等で既に使用している値に限る必要はありません。
- ・使用するエネルギー使用量の対象範囲は、連携省エネルギー措置に係る範囲になります。事業者あるいは事業場全体の合計値ではありません。

#### 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の範囲図

#### 連携省エネルギー計画上のエネルギー使用量の対象範囲



## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 3. 連携省エネルギー措置の内容

連携省エネルギー措置の内容は、以下4つの要件を全て満たす必要があります。

下記①～③が認められる内容を記載してください。

#### 【連携省エネルギー措置の内容に係る要件】

- ① 全ての申請者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的な貢献を行っている。
- ② 少なくとも1社が省エネルギーに貢献する事業活動の効率化等が認められる。
- ③ 記載内容の実施により連携省エネの目標が達成されることが確認できる。
- ④ 独占禁止法等の法令に違反するものではない。

独占禁止法については、公正取引委員会のホームページを参照してください。

( <https://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html> )

#### 3. 連携省エネルギー措置の内容

- ① ●●●●(株)と■●●●(株)がそれぞれ保有している化学品製造プラントについて、上工程を●●●●(株)に集約して■●●●(株)の設備を廃止する。
- ② 上工程の集約により、●●●●(株)のプラントの稼働率が5%向上し、それに伴いエネルギー消費効率が改善する③稼働率の向上と■●●●(株)の上工程廃止により、省エネルギー措置の目標を達成する。  
また、上工程の生産物を●●●●(株)から■●●●(株)へ供給するため、新たに配管を敷設する。

(チェック欄)

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。

④



#### [連携省エネルギー計画の作成のための指針]

### 2. 連携省エネルギー措置の内容及び実施期間に関する事項

#### (1) 連携省エネルギー措置の内容に関する事項

連携省エネルギー措置の内容は、次の一から四までのいずれにも適合するものとする。

- 一 連携省エネルギー措置を行う全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的な貢献を行っていること。なお、直接的な貢献とは、高効率設備等の新たな取得、保有する設備等の撤去、商品若しくは役務の需要の動向及び生産活動の予定に関する情報の共有等のことをいい、資金支援、人材支援、研究開発支援等は含まない。
- 二 連携省エネルギー措置の目標の達成に貢献する事業活動の効率化等が連携省エネルギー措置を行う事業者のうち、少なくとも1事業者において行われること。
- 三 連携省エネルギー措置の実施によって連携省エネルギー措置の目標が達成されることを具体的に説明できること。
- 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）その他の法令に違反しないこと。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

▶ 全ての実施場所について、名称と所在地（町名まで）を記載してください。

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間	
実施場所	●●●●●(株) ◆◆工場 (**県**市**)
実施期間	■●●●●(株) ◆◆工場 (**県**市**)
※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	
平成31年10月~平成36年3月	

▶ 実施期間は、申請者間で契約がある場合はその契約期間等、申請者の参画が継続して行われる期間を記載してください。

#### [連携省エネルギー計画の作成のための指針]

### 2. 連携省エネルギー措置の内容及び実施期間に関する事項

#### (2) 連携省エネルギー措置の実施期間に関する事項

連携省エネルギー措置を行う事業者間で連携省エネルギー措置が継続的に実施される見込みがあることについて合意され、連携省エネルギー措置を行う事業者が確実に参画することができるように連携省エネルギー措置の実施期間を設定すること。

### 5. 連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

#### 5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程で生産される生産物の下工程における両者の消費割合により、算出することとする。

- ▶ 連携省エネルギー計画の実態に沿った算出方法である必要があります。（設備投資額、計画実施のための人員拠出、エネルギー使用量等）
- ▶ 優越的地位の濫用が疑われるような算出の方法は認められません。

#### [連携省エネルギー計画の作成のための指針]

### 3. 連携省エネルギー措置を行う者が設置している工場等において当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法に関する事項

連携省エネルギー措置を行う事業者が設置している工場等において、当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法は、次の一及び二のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 連携省エネルギー措置に係る費用の負担又は経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の活用状況等の連携省エネルギー措置を行う事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっていること。
- 二 優越的地位を利用した不公正な算出の方法ではないこと。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

### 6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

### 7. その他

#### 6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)				合計
			自己資金	借入金	補助金	その他	
平成30	●●●●● 株式会社	設備取得 ・工事費		16,000	8,000		24,000
平成31	●●●●● 株式会社	設備取得		50,000	20,000		70,000
平成31	■●●●■ 株式会社	設備撤去	8,000				8,000
備考							

- 実施者、年度ごとに記載してください。「使途項目」欄は、複数の使途を記載していただいても構いません。
- 「行」が足りない場合は必要に応じて追加してください。

- 「1. 有り」の場合は、支援措置の具体的な名称を記載してください。記載内容は申請時点の予定で構いません。

- 認定日 (申請から1カ月程度) 以降に取得を予定している連携省エネ税制の対象設備を記載してください。(それ以外のものは記載しないでください。) 対象設備はP15を確認ください。
- 連携省エネ税制を利用しない場合は、記載不要です。

#### (2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り (*****) 2. 無し
-------------------------------	------------------------

#### (3) 連携省エネルギー措置の実施により取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格 (千円)
●●●●● 株式会社	平成31年10月	化学品製造設備	1	70,000

- 連携省エネルギー措置のうち、何の用に供するどのような設備かが分かるように記載してください。  
(例) ○：化学品製造設備 ×：製造設備

- 国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等した設備は連携省エネ税制の適用対象外です。

#### 備考

平成31年度に●●●●● 株式会社取得予定の設備について記載。  
なお、補助金の採択を受け、補助金をもって取得する場合は、税制の適用は受けない予定。  
資産の種類は機械及び装置に該当。

- 機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物、ソフトウェアのうち、何に該当するかを記載してください

#### 7. その他

●●●●● 株式会社及び■●●●■ 株式会社ともに、本件についてはそれぞれの労働組合と協議を行い、合意を得ている。

- 計画に関わる従業員に、その内容を説明し、理解を得るとともに、労働組合との合意が必要な場合には、その合意が成立している旨を記載してください。

### [連携省エネルギー計画の作成のための指針]

#### 4. その他連携省エネルギー計画の作成に関する重要事項

連携省エネルギー措置の実施に当たっては、1から3までの要件に加えて、次の一から三までのいずれにも適合する必要がある。

- 一 連携省エネルギー措置の実施に必要な資金を確実に調達できる見込みがあること。
- 二 連携省エネルギー措置を行う工場等における労働組合等と必要な合意を成立させること等、協議によって十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ること。
- 三 連携省エネルギー措置を実施するにあたり、連携省エネルギー計画の目標の実現に資する設備等として取得等されるもののうち、平成三十年経済産業省告示第二百三十二号第二項に規定する工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等のみが、連携省エネルギー措置の実施により取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等として、連携省エネルギー計画に記載されていること。

## 2. 手続き方法 (1) 申請書類の作成

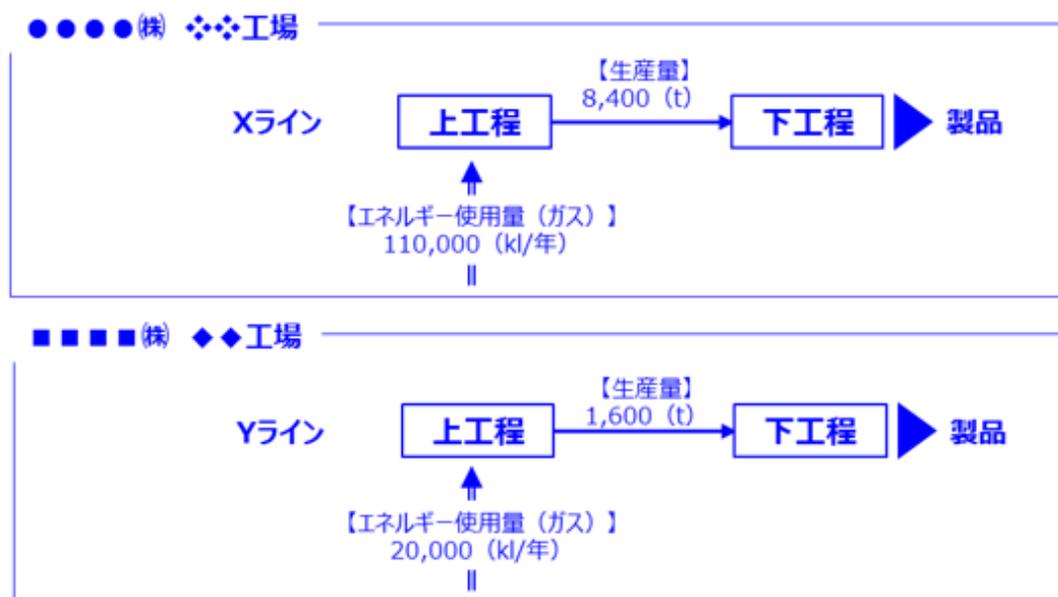
### 別紙 連携省エネルギー措置の概念図

計画の全体像が把握できるような図表を記載し、必要に応じて補足説明を記載してください。

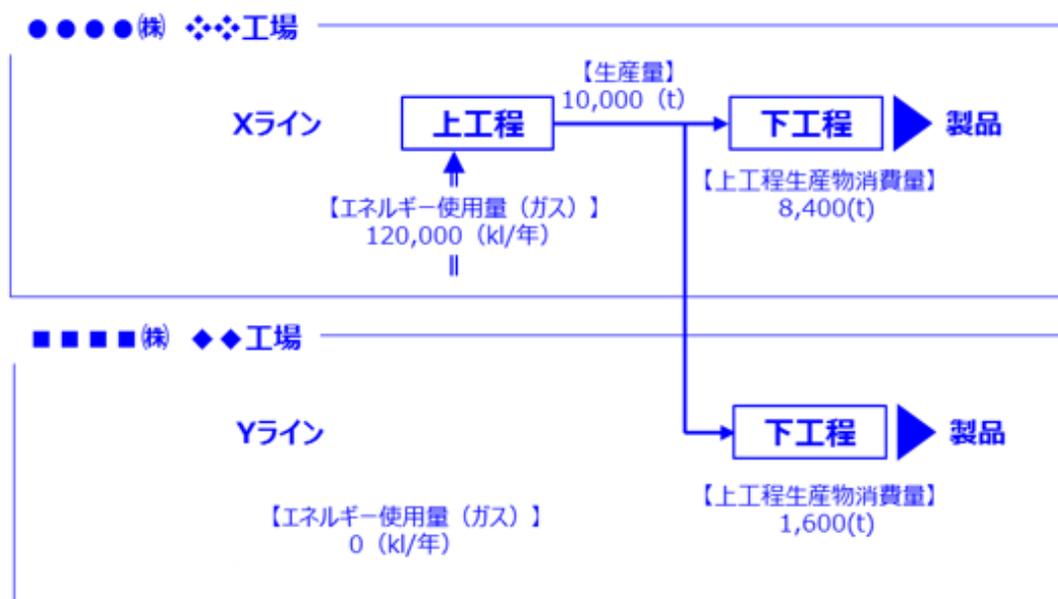
【別添】

○ 連携省エネルギー措置の概念図

【現状】



【計画内容】



【補記事項】

- ・ Yラインの上工程設備を廃棄するとともに、Xラインの上工程設備の増強を行う。

## 2. 手続き方法 (2) 申請書類の提出

### 申請書類の提出

申請書（原本）と申請書（写し）各1部を経済産業局の窓口への持ち込み又は郵送により提出してください。

※申請書（写し）についても、申請書（原本）と同様に押印して提出してください。

※郵送に際しては、連絡先が分かるように送付状を付ける等してください。

## 2. 手続き方法 (3) 認定書の交付

申請書提出後1カ月程度を目途に、経済産業局より代表申請者宛てに認定書が交付されます。また、共同申請者には原本証明された認定書の写しが交付されます。

※交付された認定書の写しには、資源エネルギー庁長官又は各経済産業局の資源エネルギー環境部長の印による原本証明がなされています。

交付を受けた認定書及び認定書の写しは、各事業者において保存してください。連携省エネ税制（P15）では、認定書又は認定書の写しを保存することが、適用要件になっています。

## 2. 手続き方法 (4) 認定を受けた計画に変更があった場合の手続き

認定を受けた計画書に変更があった場合は、全ての申請者が共同で、変更の内容に応じていずれかの手続きを行う必要があります。手続きについては次頁以降を参照ください。

変更の内容	①	②	③
	認定を受けた連携省エネルギー計画の主旨を変えないような変更	①及び③に該当しない変更	変更後の計画が、認定を受けた計画と同一とは認めがたい内容の変更
変更の具体的な項目例	<ul style="list-style-type: none"><li>資金調達計画の変更</li><li>名称、所在地又は主たる事業</li><li>取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等の「予定数量」の減少、「予定取得価格」</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>共同申請者の変更</li><li>連携省エネルギー措置の目標、内容、実施場所又は実施期間</li><li>それぞれ使用したこととされるエネルギーの算出の方法</li><li>取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等の「取得者」、「取得予定年月」、「設備等の名称」、「予定数量」の増加</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>代表申請者の変更</li><li>事業者数の増減</li></ul>
必要な手続き	軽微な変更の届出	連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請	(認定取消しを受けて)再度、申請を行う

## 2. 手続き方法 (4) 認定を受けた計画に変更があった場合の手続き

### 軽微な変更の届出

変更の内容が、資金調達額の若干の変更若しくは事業者の名称、主たる事務所の所在地又は主たる事業の変更等の認定を受けた省エネルギー計画の主旨を変えないような変更である場合は、軽微な変更の届出を経済産業局宛に行ってください。

また、軽微な変更の届出は、全ての申請者の押印がされた経済産業局に提出するものを複写（コピー）して控えを作成し、当初の認定書とともに各事業者にて保存してください。

### 連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請

変更の内容が、①の軽微な変更に該当しない場合は、連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書を経済産業局宛に提出し、計画の変更の認定を受ける必要があります。変更の内容が、認定要件を満たす場合には、変更認定書及び変更認定書の写しが交付されますので、当初の認定書とともに事業者にて保存してください。

※交付された変更認定書の写しには、資源エネルギー庁長官又は各経済産業局の資源エネルギー環境部長の印による原本証明がなされています。

〔変更に係る申請時の提出書類〕

- ・変更申請書（連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書）の原本
- ・変更申請書の写し
- ・認定書（認定を受けた連携省エネルギー計画）の写し

※変更申請書は、その写しについても、原本と同様に押印して提出してください。

### 同一とは認められない計画変更に係る手続き

変更の内容が、事業者数の変更や代表申請者の変更である等、変更後の計画が認定を受けた計画と同一とは認められない場合は、計画の認定取消しを受け、新たに認定の申請を行う必要がありますので、認定を受けた経済産業局にご連絡ください。

### 軽微な変更の届出書、連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書の入手方法

➤ 様式類は以下のURLからダウンロードできます。

（[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/youshiki/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/youshiki/index.html)）

### 3. 連携省エネ税制

#### 税制概要

連携省エネルギー措置の実施に必要な設備等のうち、一定の要件を満たすものについては、税制優遇措置が受けられます。

対象事業者	青色申告書を提出する個人又は法人であって、連携省エネルギー計画の認定を受けたもの。
措置内容	取得価額の30%の特別償却。中小企業者等（※）は取得価額の7%の税額控除との選択適用が可能です。
対象期間	本税制の対象となる設備等の取得期間は、計画書の認定日から2020年3月31日までです。計画書の認定日以前に取得等した設備等は、本税制の対象外となります。
対象設備	認定を受けた連携省エネルギー計画に記載された工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等であって、国内にある対象事業者の事業の用に供したものを。 工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア（冷凍機、冷蔵庫、空調設備、自動販売機又は業務用給湯器を除く）。但し、中古品、貸付設備は対象外です。
適用手続き	連携省エネルギー計画の認定書又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長から交付されたものに限る）を保存してください。認定書又は認定書の写しを保存することが要件となります。 計画の変更を行った場合は、変更認定書又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長から交付されたものに限る）若しくは軽微な変更の届出の控えも保存してください。
注意事項	国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等した設備は本税制の適用対象外。
関連法制	[租税特別措置法関連] ・租税特別措置法（第十条の二、第四十二条の五、第六十八条の十） ・租税特別措置法施行令（第五条の四、第二十七条の五、第三十九条の四十） ・租税特別措置法施行規則（第五条の七、第二十条の二）  [経済産業省告示] ・平成三十年経済産業省告示第二百三十二号

※中小企業者等とは租税特別措置法における中小企業者等及び中小事業者です。

中小企業者等に該当するかは、自社内の税務申告を担当する部門又は税理士等にご確認ください。

本税制に関するご不明点等につきましては、P18に記載のお問合せ先までお問合せください

## 4. よくあるご質問

### 連携省エネルギー計画認定制度関連

(1) 連携省エネルギー計画申請書の提出先が分からないのですが。

- 代表申請者の主たる事務所（本社又は本社機能を有する事務所）の所在地を管轄する経済産業局（又は経済産業省）に提出してください。
- 提出に際しては事前にP18に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

(2) 計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は1カ月です。ただし、申請書に不備がある場合は、経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、処理時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

(3) 目標が達成できなかった場合、認定は取り消されますか。

- 連携省エネルギー計画に基づいて取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって認定を取り消すことはありませんが、計画に従って事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。

(4) 認定を受けた計画（認定計画）に変更があった場合はどうしたらいいですか。

- 変更申請又は変更の届出（P13参照）をしてください。また、認定計画から大幅な変更がある場合は、認定の取消しを受け、新たに申請する必要があります。

(5) 連携省エネルギー計画は、いつまでに認定を受ければよいですか。

- 計画認定自体には特に期限がありませんが、連携省エネ税制を適用する場合、設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。

(6) 親子間や企業グループ内での連携も認められますか。

- 異なる事業者であれば、資本関係があっても認定を受けられます。

## 4. よくあるご質問

(7) 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者以外も申請できますか。

- 上記に該当しない、いわゆる非特定事業者も申請することができます。但し、認定を受けて連携省エネルギー措置を実施した場合、省エネ法第49条に基づき定期報告書の提出が必要となります。また、管理関係事業者が申請した場合、認定管理統括事業者が提出する定期報告書とは別に、管理関係事業者が定期報告書を提出する必要があります。

### 連携省エネ税制関連

(8) 主に連携省エネルギー措置に使用するのですが、一部連携以外でも使用する設備について、連携省エネ税制の対象となりますか。

- 主として連携省エネルギー措置に使用する設備であれば、一部連携省エネルギー措置以外の用途に使用する場合においても、連携省エネ税制の対象となります。

(9) 管理関係事業者が行う連携省エネルギー計画について、認定管理統括事業者が申請しました。申請書に記載された管理関係事業者が取得する工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等は連携省エネ税制の対象となりますか。

- 連携省エネ税制の対象事業者は、連携省エネルギー計画の認定を受けた個人又は法人となっているため、ご質問のケースでは連携省エネ税制の適用はできません。

## 5. お問い合わせ・申請書の提出先

本制度に関するお問い合わせは各経済産業局又は資源エネルギー庁省エネルギー課までご連絡ください。

お問い合わせ先 申請書類等提出先	管轄地域	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 (048-601-1302)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6043 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)

【 資源エネルギー庁 省エネルギー課 】

電話：03-3501-9726

E-mail：shouene-pub@meti.go.jp